

奈良県告示第百六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により、令和三年七月六日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県食と農の振興部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	住 所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行 日
上北山村漁業協同組合	吉野郡上北山村河合	奈内共第十二号 奈内共第十三号	令和三年七月六日
川上村漁業協同組合	吉野郡川上村迫	奈内共第二十六号 奈内共第二十七号 奈内共第二十八号 奈内共第二十九号 奈内共第三十号 奈内共第三十一号 奈内共第三十二号 奈内共第三十三号	令和三年七月六日